

「天橋立周辺景観まちづくり計画（中間案）」に対する意見の要旨とこれに対する府の考え方

意見募集期間：平成19年11月5日～12月4日

意見提出者数：41名

意見項目数：56項目（※提出された意見を項目別に整理し、類似意見はまとめています。）

<景観まちづくり計画>

■共通事項

	意見要旨	府の考え方
1	景観計画策定の目的は？	天橋立周辺地域の歴史や多様な地域の個性を活かした環境と文化の共生による地域づくりを進め、地域の活性化につなげていくための景観を活かしたまちづくりの推進計画を策定しようとするものです。この計画の中で、天橋立のシンボル景観を保全し、良好な景観形成を推進するための建築物等の基準を定めることとしています。
2	なぜ京都府が策定するのか？宮津市が策定し天橋立を守っていくべきでは？	京都府の景観施策の方向性を示した「京の景観形成推進プラン」において、広域的及び特徴的景観を有し、日本三景という日本を代表する景観を持つ天橋立及びその周辺地域を、良好な景観形成を推進するモデル地域に位置付け、府が景観計画を策定することとしました。計画の検討にあたっては、地元団体を中心とした検討会で意見を伺い、宮津市及び与謝野町にも参画いただき、連携して検討を進めました。
3	景観計画策定の背景として、何らかの問題があつて策定するものではないなら、法的な規制ではなく住民による自主規制の方が良いのでは？	景観まちづくり検討会で地域の方々の御意見をお聞きし、検討しました。天橋立を中心とした景観を守り後世に引き継いでいくために、積極的に景観形成を推進する必要があると考えています。
4	建築物の景観形成基準の制定により、魅力的なまち並みが形成され、観光振興、地域活性化につながると思うが、観光業者以外の住民に対する規制についてどう考えるか。	日本三景として歴史的景観を引き継いできた天橋立は、地域の皆様さらには国民共有の財産であり、この日本を代表する象徴的景観を守り、育て、将来に継承するためには、良好な景観形成を推進するための建築物等の基準を定めることが必要と考えています。また、住民、事業者、行政の協働による景観まちづくりの取組が地域の活性化につながると考えています。
5	天橋立の保全は重要であるが、地域住民に配慮をしているのか？規制によって人口が減ってしまうと、まちの活気が薄れていくが、それに対する措置を考慮しているのか。	魅力ある景観を活かしたまちづくりを住民、事業者、行政が協働で取り組んでいくことで、地域の活性化につながると考えています。この総合的なまちづくり計画の中で、良好な景観形成を推進するための建築物等の基準を定めることとしています。
6	天橋立の観光資源向上につながる景観まちづくり計画の推進に賛同する。	
7	建築物の景観形成基準の制定により、少しずつまち並みが改善されていくことを望む。	
8	世界遺産登録を目指した総合的なまちづくりの検討が地域振興につながる。	

■天橋立のシンボル景観の保全

	意見要旨	府の考え方
9	天橋立公園のシンボルである松並木の保全の取組が継続されることを望む。	天橋立公園の松並木は、天橋立のシンボル景観の骨格となるものであるため、適正な維持保全の取組を継続していきます。
10	展望施設や公共施設等の修景計画は、いつ策定する予定か。	景観まちづくり計画の施行後、直ちに対応することは困難かも知れませんが、景観に配慮し景観形成基準に適合するよう修景計画を策定する等、関係者とも積極的に取り組んでいきたいと考えています。

■天橋立のさらなる魅力づくり

	意見要旨	府の考え方
11	「五感にうったえる天橋立の魅力づくり」の具体的プランの充実。天橋立の「時代を超えた精神性」を実感できる機会が必要	御意見のとおり、視覚だけでなく「五感にうったえる天橋立の魅力づくり」の具体的な取組を推進していきたいと考えています。

■公共事業と一体となった景観まちづくり

	意見要旨	府の考え方
12	国道178号府中道路などは既に道路整備やまち並み整備が進んでいるが、公共事業と一体となった景観まちづくりにどのように取り組んでいくか。	道路や河川等の公共施設の整備にあたって、景観に配慮するとともに周辺景観の整備を実施していきます。国道178号府中道路では、歩道の美装化や街路樹の整備など、地域住民と協働で取り組んでいます。
13	阿蘇海の水質浄化、アオサの除去等の自然環境保全及び水辺の自然度アップ対策の推進を望む。また、天橋立公園内でのボランティア活動等に対するゴミ処理システムを作成されたい。	阿蘇海の水質・環境問題については、「阿蘇海環境づくり協働会議」を設立し、検討しているところであり、住民、関係団体、行政が連携し、改善に向けた取組を推進していきます。また、親水空間を大切にしたい水辺の景観形成に取り組んでいきたいと考えています。 ボランティア活動によるゴミについては、事前に御連絡をいただいた上で、府が搬入、宮津市が処分することといたしました。

■地域資源の活用による観光交流の推進

	意見要旨	府の考え方
14	宮津市の景観のポイントは海を眺めることであり、その視点場となる「歩く道」の整備を望む。歩くまちづくりが、一過性から滞在型の観光まちづくりにつながる。	地域資源を活かした散策ネットワークの形成など、歩行者を対象としたルートの設定、整備の取組を推進していきたいと考えています。
15	5月の連休等ピーク時の交通渋滞緩和策の検討	観光シーズンにおける交通渋滞の解消に向けた交通システムを検討していきたいと考えています。

■地区別取組

	意見要旨	府の考え方
16	景観まちづくりの地区別取組の実施主体及び実施時期は？	今後、住民、事業者、行政が協働し、それぞれの地区の状況に応じて景観まちづくりの取組を推進していく必要があると考えています。

<景観計画区域>

	意見要旨	府の考え方
17	天橋立を眺望できない、また天橋立からも眺望できない市街地ゾーンを規制区域とするのは無理があるのでは？	天橋立の主要な視点場からの眺望を基軸とした景観を守り、育て、将来に継承し、維持していくために、天橋立及び天橋立と一体的な景観を形成している区域として周囲の山並みから海岸線までの範囲を景観計画区域とし、一体的な景観形成を誘導することとしています。 また、今後、地区の状況に応じて、まち並み景観を誘導する地区ごとの基準の策定を検討していきたいと考えています。
18	文珠地区は見下ろして見えない区域が俯瞰景観重点ゾーンに入っているが、どのように区域設定をしたのか。	主要な視点場から天橋立を見下ろして見える天橋立を中心とした100度の範囲を基本とし、まち並みの連続性にも配慮して区域を設定しています。 なお、人が静止した状態で、ものの形や色の識別ができる視野角が概ね100度とされています。
19	俯瞰景観重点ゾーンの区域が主要な視点場から天橋立を眺めた100度の範囲となっているが、自治会の意見を踏まえた区域設定をされたい。	まち並みの連続性に配慮するとともに、本計画の推進にあたっては地域での景観形成の取組を積極的に進めていただきたいと考えておりますので、地域の自治会の意見を尊重し、一体のまちづくりが取り込まれる自治会の区域を俯瞰景観重点ゾーンの区域と設定します。
20	府中地区の俯瞰景観重点ゾーンについて、傘松公園からパノラマ的に眺望すると100度の範囲は狭いと思う。溝尻付近まで広げてはどうか。	人が静止した状態で、ものの形や色の識別ができる視野角が概ね100度とされていることから範囲を設定しました。また、100度の範囲を基本とし、まち並みの連続性に配慮するとともに、本計画の推進にあたっては地域での景観形成の取組を積極的に進めていただきたいと考えておりますので、地域の自治会の意見を尊重し、一体のまちづくりが取り込まれる自治会から要請のあった区域を俯瞰景観重点ゾーンの区域と設定します。
21	俯瞰景観重点ゾーンの区域から外して欲しい。	俯瞰景観重点ゾーンは、天橋立と近傍のまち並みが一体的に俯瞰され、天橋立周辺を代表する象徴的な景観を有する重要な地域です。この天橋立のシンボル景観の保全やさらなる魅力づくりの取組が地域の活性化につながると考えていますので、御理解と御協力をお願いいたします。
22	眺望景観沿道ゾーンの区域「天橋立から概ね2kmの沿岸域」を「宮津市及び与謝野町岩滝地区全域」に変更	眺望景観沿道ゾーンは、幹線道路から天橋立への眺望及び天橋立からの眺望景観の保全を目的とし、天橋立から眺望が得られる沿岸域の範囲としています。なお、人が景観の表情、形態を認識できる距離が概ね2kmとされていることから、天橋立から概ね2kmの沿岸域としています。

<景観形成基準>

■ 共通事項

	意見要旨	府の考え方
23	基準の表現が曖昧であるため、解説資料が必要	基準の解説や具体的なイメージ図などを盛り込んだガイドラインを作成します。
24	主要な視点場の2箇所は民間施設であり、無料の場所や歴史的な場所でないのはなぜか？	天橋立を眺める複数の視点場が存在しますが、天橋立ビューランド及び傘松公園からの眺望景観は古くから絵画にも描かれ、現在も地域住民や来訪者から主要な視点場として親しまれています。また、天橋立と近傍のまち並みまでの距離が近接し、一体的に眺望される天橋立の象徴的な俯瞰景観であるため、主要な視点場として選定し、計画の基幹としています。
25	滞在型の観光地を目指し、重点ゾーンだけでなく一字観公園からの眺望や宮津市街地等のまち並み景観の検討が必要	今回主要な視点場として選定した2ヶ所以外の視点場からの眺望景観や市街地等のまち並みの景観形成については、今後、地区の状況に応じて地区ごとの基準策定を検討していきたいと考えています。
26	市街地ゾーン等の届出対象を高さ12m以上とした理由は？	市街地ゾーン等については、比較的大規模な建築物等を対象としています。景観計画区域内は、2～3階建ての建物を中心とした中低層のまち並みであり、4階建て以上の建物や第1種低層住居専用地域で最大限許容される高さ12mを超える建物は、突出して見え、景観への影響が大きいことから届出対象としています。

■ 屋根の材質

	意見要旨	府の考え方
27	俯瞰景観重点ゾーンの屋根材について、和瓦以外の材質についても採用可とされたい。 また、文化財指定されている建造物等については、銅板葺や檜皮葺を採用可とされたい。	屋根の材質は和瓦としていますが、構造上、耐風上支障がある場合は、和瓦と同等の風情を有し、良好な景観形成を図ることができると認められるその他の屋根材を使用できることとします。 また、指定文化財等の屋根は、和瓦以外の伝統的な仕様としても支障ないと考え、重要文化財並びに府指定文化財に指定されている建造物及びこれと一体の土地に立地する建造物については、その他の屋根材を使用できることとします。 なお、附属建築物や小規模建築物、屋上緑化又は太陽光パネル（知事が別に定める仕様に限る）を設置した建築物については、屋根材の規定を適用しないこととします。

■色彩基準

	意見要旨	府の考え方
28	数値だけではなく具体的な色を明示して欲しい。	建築相談で対応できるよう、色彩基準の具体的な色彩を示した資料を作成します。
29	自然公園特別地域においては、景観形成基準に加えて自然公園法の許可基準を満足することとされているが、双方の色彩基準は整合しているか。	天橋立の眺望景観の骨格をなす天橋立や海域、山並み等の保全が特に重要であることから、自然公園法による規制を組合せ保全を図ることとしています。色彩基準については、自然公園の特別地域における基準では、周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと、とされていますが、景観計画ではマンセル表色系の数値により規定し、より積極的に自然景観の保全を図ることとしています。
30	彩度の基準が低すぎる。まち並みが暗いイメージになるのでは？	自然景観に恵まれた当地域においては、周囲の山並みや天橋立の緑との調和やワークショップで御意見をいただいた地域の風土色との調和に配慮して設定しています。建築物のデザインの要素を考慮し、外壁の見付面積の1/5未満の範囲内で使用される色彩は、適用を除外することとしており、現在立地している大規模建築物の色彩を評価したところ、設定した色彩は適切な基準であると考えております。また、伝統的な仕様の外壁の色彩を詳細に調査しましたところ、一部設定した範囲を超える色彩が見られましたので、俯瞰景観重点ゾーンにおける小規模な建築物については、明度、彩度を緩和することといたしました。
31	漆喰壁や着色していない木材等についても例外とせず数値基準を設定すべき。	白漆喰や焼き杉板等は、地域の伝統的なものであり良好な景観形成に資するものと考え、許容していますが、このような伝統的工法による外壁は、色彩の評価だけでなく、材料の持つ質感の要素も含めて適した外壁として判断することが適切であると考えておりますので、色値により規定するのではなく、材質も含めて、ただし書きにより規定しています。
32	外壁の色彩基準について、塗装された木材は不可となっているが、木材塗装は伝統的イメージを高め当地区の良好な景観から逸脱したものではないため、採用可としては。	塗装された木材についても、色彩の基準を満足しておれば使用することが可能です。
33	外壁に用いる伝統的塗装とはどのようなものか。	定義において混乱が生じるおそれがあるため、色彩の基準を満足するものであれば使用することができるようになりました。
34	地区ごとのまち並み景観に配慮した色彩基準を設定すべき。また、重点ゾーン以外の区域は、屋根の色彩基準を数値で定めないのでか。	自然景観に恵まれた当地域においては、周囲の山並みや天橋立の緑との調和やワークショップで御意見をいただいた地域の風土色との調和に配慮して設定しています。また、俯瞰景観重点ゾーンは、主要な視点場から天橋立とまち並みが一体的に俯瞰され、屋根が重要な要素であることから、屋根の色彩については、一定の範囲内の色彩を誘導するため、数値による基準を設定しました。地区ごとのさらに詳細な基準や俯瞰景観重点ゾーン以外の屋根の数値基準については、今後、地区の状況に応じて検討していきたいと考えています。
35	電柱、照明柱、送電鉄塔等は景観上影響を与えているため、届出対象に位置付け、類似形状の杉檜や落葉樹の幹色に融和する茶や濃緑の色彩等、別の色彩基準を設定すべき。また、海辺の景観に影響を与える船舶等の係留施設の色彩についても別の基準が必要か。	コンクリート柱、鉄柱、木柱等を届出対象とし、景観に配慮した仕様として利用されている濃茶系の色彩を追加します。今後、公共施設については、公共事業景観形成指針を策定し、施設ごとの詳細基準を検討し、事業者に要請していきます。
36	天橋立への眺望に配慮した屋根の色彩基準に賛同する。	

■屋外広告物

	意見要旨	府の考え方
37	設置規制する広告物の根拠は？	<p>景観計画においては、各ゾーンにおいて、良好な眺望景観に特に影響を与える屋外広告物の種類について、規制誘導の方針を示しており、具体的には屋外広告物条例・規則により規制誘導を検討していきたいと考えています。</p> <p>俯瞰景観重点ゾーンでは、主要な視点場から見下ろした場合は天橋立とまち並みの調和に影響を与える屋上広告物、屋上広告塔、突き出し型軒下広告物の設置規制を検討していきます。</p> <p>眺望景観沿道ゾーンでは、沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域と山並みへの眺望に影響を与える建植広告物、一般広告塔、屋上広告物の設置規制を検討していきます。</p> <p>幹線道路沿道ゾーンにおいては、沿道景観に影響を与える非自己用の建植広告物の設置規制を検討していきます。</p>
38	屋外広告物の色彩基準は定めないのか。	具体的には屋外広告物条例・規則による規制誘導を検討していきたいと考えています。
39	屋外広告物の具体基準を景観まちづくり計画の施行と同時に定めるべき	屋外広告物条例・規則による具体の基準策定及び施行時期について、今後検討していきます。
40	世界遺産を目指す上でも、屋外広告物の規制強化が必要	御意見のとおり、屋外広告は景観形成に大きな影響を与える重要な要素であるため、具体的な規制誘導については屋外広告物条例・規則により検討していきます。
41	天橋立への眺望を阻害する広告物、沿道の田畑や空き地での広告塔設置を禁止、交通標識の数及びサイズの縮小	天橋立への眺望を阻害する沿道の広告物については、設置規制について検討していきます。交通標識については、今後、公共事業景観形成指針を策定し、基準について検討していきたいと考えています。

■その他

	意見要旨	府の考え方
42	審査にあたっては、統一した解釈を図るとともに、調整を図る第三者機関の設置を検討されたい。	基準の解説や具体的なイメージ図などを盛り込んだガイドラインを作成し、統一した解釈に努めます。また、景観計画の規定に適合していない場合であっても景観形成に支障がない計画があることが想定されるため、景観審議会等の第三者機関の協議を受けて判断する手法について設定することとします。
43	景観形成の取組に積極的な地域を先行し景観地区に指定するなど区域を限定して進めていくべき。	地区の状況に応じたまち並み景観を誘導する基準の策定にあたっては、今後、宮津市及び与謝野町において景観地区の指定等についても検討していられるよう、協議していきたいと考えています。
44	高度地区の指定による高さ規制が必要	現在、宮津市において、府中地区及び文珠地区の一部に20m高度地区、府中地区の第1種低層住居専用地域に10mの高さ規制を定めていますが、高さ規制の設定等については、十分な検討が必要であり、今後、宮津市及び与謝野町において、地区の特性に応じて必要性について検討していられるよう、協議していきたいと考えています。
45	行政機関又は準公共的企業の管理する施設等の修景・改修を先行されたい。	景観まちづくり計画の施行後、直ちに対応することは困難かも知れませんが、景観に配慮し景観形成基準に適合するよう、積極的に取り組んでいきたいと考えています。
46	歩道やガードレール等の公共事業に係るルールは定めないのか。	<p>府中道路や大手川の整備等では、良好な景観形成に配慮した整備を進めており、良好な景観形成に重要な公共施設を景観重要公共施設に位置付け、整備にあたっては、景観形成に配慮した計画としていくこととしています。</p> <p>その他、公共施設については、今後公共事業景観形成指針を策定し、施設ごとの基準を検討していきたいと考えています。</p>

<助成制度>

	意見要旨	府の考え方
47	基準に不適合な建物等の修景・改修に対する助成制度及び低利融資制度を創設されたい。	改修に係る助成制度については、現在、国、府、市町と連携を図り、関連制度の活用について、検討しているところです。
48	建物等の修景・改修の推進するためには助成制度は不可欠であるが、宮津市は財政状況が厳しく、その他の課題が山積みであるため、京都府独自の助成制度とされたい。	
49	助成対象区域を景観地区や景観協定締結地区などに限定すべ	
50	景観計画区域全域を対象とした既存建築物や工作物の改修に対する助成制度を創設されたい。	

<策定スケジュール・周知方法>

	意見要旨	府の考え方
51	基準が「配慮する、努める」といった曖昧な表現となっているが、具体的な数値を示し、再度パブリックコメントを実施するのか。具体の規制内容を示し透明性を確保されたい。	基準の解説や具体的なイメージ図などを盛り込んだガイドラインを作成します。ガイドラインの作成にあたっては、パブリックコメントは実施しませんが、十分な周知に努めてまいります。
52	この計画を数ヶ月前に知った。住民への説明、周知に十分な期間を確保されたい。	地元団体を中心とした景観まちづくり検討会で意見を伺いながら検討しました。検討会の検討状況をまちづくり通信とし自治会回覧させていただいている他、平成19年9月から11月に住民・事業者等への説明会を計19回実施しました。今後もあらゆる方法で十分な説明、周知に努めてまいります。
53	景観計画の施行時期は？	景観まちづくり計画は、平成20年春に策定し、周知期間を設け、平成20年秋に施行したいと考えています。また、施行までには、基準の解説や具体的なイメージ図などを盛り込んだガイドラインを作成し、十分な周知に努めてまいります。

<その他>

	意見要旨	府の考え方
54	景観上優良な建築物の事例紹介や表彰制度の創設など、良好な景観の普及啓発を実施すべき。	御意見のとおり、良好な景観の普及啓発は重要であり、その手法については、府の景観資産登録制度や景観アドバイザー制度を活用した普及啓発や取組の推進などを検討していきたいと考えています。
55	検討会委員について、観光協会のメンバーが多い。委員及び座長の選定理由は？	地元連合自治会やまちづくり団体など天橋立周辺地域において活動されている団体から市町と協議の上選定しました。 (委員15名 分野別構成：観光4名、自治会3名、住民団体5名、商工会議所関係2名、歴史文化1名) 座長は、地域計画や景観計画を専門とし計画策定の実務経験がある方から、市町及び地元と協議し選定しました。
56	宮津市は、すみやかに景観行政団体になるべき。	今後、地区ごとのまち並み景観を誘導する基準の策定などは市町が主体となって検討するという観点から、宮津市においては、景観行政団体となり積極的に取り組んでいかれると伺っています。また、府は必要な支援をしてまいりたいと考えています。